二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
畑山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県西宮市
塩瀬町名塩字南山　五三一八番一　一号から四号まで
山口町下山口畑山　一六五〇番一　五号から十号まで

○国土交通省告示第六百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年五月二十五日
国土交通大臣　前田　武志
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
込田川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十七年建設省告示第八百十号で指定した土地の区域を除く。）
滋賀県長浜市木尾町
字奥出　八七番　八九番から九七番まで　二二七番から二三一番まで
字高山口　九八番　九九番一及び九九番二　一〇〇番から一〇六番まで　一〇七番一及び一〇七番二　一五一番一及び一五一番二　一五二番　一八三番から一八九番まで　一九三番　二〇八番から二一一番まで　二一三番から二一六番まで
字大平口　二三二番から二三六番まで
字泉　二三三番一　二三三番から二三六番まで　二五二番及び二五三番

○国土交通省告示第六百三十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年五月十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年五月二十五日
国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5082号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	FN－70	藤倉航装株式会社	東京都品川区荏原２丁目４番46号

○海上保安庁告示第百三十五号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第二項の規定に基づき、船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十四年六月一日から施行することとしたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成二十四年五月二十五日
海上保安庁長官　鈴木　久泰
船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示
船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示（昭和四十四年海上保安庁告示第二百五号）の一部を次のように改正する。
別表宇野の項の次に次のように加える。

水島	広島	ひろしまほあん（HIROSHIMA AOA GUARD RCADIO）	一六	一二	常時	備讃瀬戸海上交通センター	水島港港内航路に関すること（管制通報に関するものに限る。）。

国会事項

衆議院

質問書提出

五月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
首都直下巨大地震対策に関する質問主意書（横粂勝仁提出）
西十和田トンネル（仮称）に関する質問主意書（木村太郎提出）

参議院

質問主意書転送

五月二十三日次の質問主意書を内閣に転送した。
暴力団員による不当な行為の防止等の対策の在り方に関する質問主意書（又市征治提出）（第一一六号）
高齢化し介護が必要となった受刑者に対する生活支援、受刑者の社会復帰に向けた矯正及び出所後の就労の在り方に関する質問主意書（秋野公造提出）（第一一七号）
従軍慰安婦問題に関する質問主意書（片山さつき提出）（第一一八号）
南スーダンにおける我が国の国連平和維持活動参加に関する再質問主意書（佐藤正久提出）（第一一九号）
シリアの治安情勢に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第一一〇号）

報告書提出

五月二十三日調査会長から次の報告書を提出した。
共生社会・地域活性化に関する調査報告書（中間報告）

人事異動

法務省

検事兼法務事務官　国分　貴之
平成二十四年度簡裁訴訟代理等能力認定考査委員の併任を解除する
平成二十四年度司法書士試験委員（筆記試験担当）の併任を解除する
平成二十四年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）の併任を解除する（五月九日）
浅見　眞　有田　知徳　伊藤　哲朗
上柳　敏郎　杉本　一重　中川　英明
長縄　友明　名嶋　聰郎　野村　彰男
松山　恒昭　三井　誠　三好　正弘
薬師寺公夫　安田まり子　山田　哲也
山田　寛　山本　哲史
難民審査参与員に任命する（各通）（五月十六日）
検察官適格審査会委員に任命する（五月十八日）　山岸　憲司

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、五月二十四日エリトリア国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年５月25日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。
平成24年５月25日
厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男
記
1．制定された日本工業規格
産業車両－電気に関する要求事項　D6028
2．改正された日本工業規格
フォークリフトトラック－ブレーキ性能及び試験方法　D6023
（内容省略）
備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。